

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則（地域医師確保推進室）	22
○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（障がい者保健福祉課）	22
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報政策課）	22
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	23
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	23
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	23
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	24
道企業管理規程	
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	24
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者の公示.....	25
道教育庁胆振教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	26
道教育庁釧路教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	27
道立図書館告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	29
道公安委員会規則	
○北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則.....	29
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	29
規 則	

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則（平成20年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の4第2項第10号」を「第30条の4第2項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 8 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の4第2項第10号」を「第30条の4第2項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第540号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成23年 8 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
道庁行政情報ネットワークLAN機器（振興局等及び出先機関）の賃貸借一式（1月当たりの単価）
- 落札を決定した日

- 平成23年 8 月 1 日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 N T Tファイナンス株式会社
- (2) 住 所 東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 1 号
- 4 落札金額
- 3,268,650円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成23年 6 月21日付け北海道告示第433号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道総合政策部科学 I T 振興局情報政策課
- (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成23年 8 月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年 8 月19日

北海道知事 高 橋 はるみ	
地区名	事業の種類縦覧場所
杵 白	経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理）北海道空知総合振興局
深川北南	地域水田農業支援緊急整備（区画整理、農業用排水施設、暗渠排水、客土）同

北海道告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成23年 8 月19日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 保安林予定森林の所在場所 函館市高岱町264地先・267地先・337地先・古武井町283地先・305の 1・319（以上 4 筆地先 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、309、313、314、316、317の 1、318、377、378、高岱町265、266、338、339、342から345まで
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件

- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第543号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成23年 8 月19日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 足寄郡足寄町白糸23（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡池田町字美加登425・429・431（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、269の 1、270の 1、271、274の 1、275の 1、424、430
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 函館市高岱町264地先・265地先・267地先・340地先・

344地先・370地先（以上6筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （イ）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字石崎616の19 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （イ）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市瀬田来町861（国有林） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （イ）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 保安林予定森林の所在場所 函館市汐首町748・772（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、746・747（以上2筆国有林） (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 （イ）主伐は、択伐による。 （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに函館市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第544号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を釧路町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第502号のとおりである。 平成23年8月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 釧路郡釧路町昆布森3丁目114所在の森林について所有権を有する 山口 石太郎 北海道告示第545号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上砂川町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第518号のとおりである。 平成23年8月19日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 空知郡上砂川町字上砂川1の1所在の森林について所有権を有する 大手町地所株式会社 空知郡上砂川町字鶉289の2所在の森林について所有権を有する 沖野 元治 道 企 業 管 理 規 程 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成23年8月19日 北海道公営企業管理者 成 田 一 憲 北海道企業管理規程第5号 北海道企業局財務規程の一部を改正する規程
--	---

北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 別表第1 固定資産の事項中 「 スーパーパロ発電所建設工事口 」 を 「 スーパーパロ発電所建設工事口 滝の上発電所改修工事口 」 に改める。 附 則 この規程は、平成23年8月19日から施行する。	平成23年6月23日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(3) ア 氏 名 河辺石油株式会社 イ 住 所 小樽市稲穂2丁目19番8号 (2) 1の(2)及び(9)から(15)まで ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社 イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号 (3) 1の(4) ア 氏 名 なかせき商事株式会社 イ 住 所 稚内市中央5丁目2番31号 (4) 1の(5) ア 氏 名 サンシン油業株式会社 イ 住 所 札幌市西区西町北3丁目3番1号 (5) 1の(6)及び(8) ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28－5 (6) 1の(7) ア 氏 名 ナラサキ石油株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北5条西6丁目2番地 4 落札金額 (1) 69円00銭 (2) 68円60銭 (3) 69円80銭 (4) 70円80銭 (5) 69円80銭 (6) 69円50銭 (7) 70円00銭 (8) 69円50銭 (9) 68円80銭 (10) 68円80銭 (11) 68円80銭 (12) 69円20銭 (13) 69円80銭 (14) 69円50銭																														
道教育庁石狩教育局告示 北海道教育庁石狩教育局告示第103号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年8月19日 北海道教育庁石狩教育局長 伊 藤 文 明 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量） <table> <tr><td>(1) A重油（A地区）</td><td>201,000リットル</td></tr> <tr><td>(2) A重油（B地区）</td><td>184,000リットル</td></tr> <tr><td>(3) A重油（C地区）</td><td>225,000リットル</td></tr> <tr><td>(4) A重油（D地区）</td><td>352,000リットル</td></tr> <tr><td>(5) A重油（E地区）</td><td>229,000リットル</td></tr> <tr><td>(6) A重油（F地区）</td><td>254,000リットル</td></tr> <tr><td>(7) A重油（G地区）</td><td>272,000リットル</td></tr> <tr><td>(8) A重油（H地区）</td><td>243,000リットル</td></tr> <tr><td>(9) A重油（I地区）</td><td>271,000リットル</td></tr> <tr><td>(10) A重油（J地区）</td><td>259,000リットル</td></tr> <tr><td>(11) A重油（K地区）</td><td>258,000リットル</td></tr> <tr><td>(12) A重油（L地区）</td><td>304,000リットル</td></tr> <tr><td>(13) A重油（M地区）</td><td>334,000リットル</td></tr> <tr><td>(14) A重油（N地区）</td><td>272,000リットル</td></tr> <tr><td>(15) A重油（O地区）</td><td>222,000リットル</td></tr> </table> 2 落札を決定した日	(1) A重油（A地区）	201,000リットル	(2) A重油（B地区）	184,000リットル	(3) A重油（C地区）	225,000リットル	(4) A重油（D地区）	352,000リットル	(5) A重油（E地区）	229,000リットル	(6) A重油（F地区）	254,000リットル	(7) A重油（G地区）	272,000リットル	(8) A重油（H地区）	243,000リットル	(9) A重油（I地区）	271,000リットル	(10) A重油（J地区）	259,000リットル	(11) A重油（K地区）	258,000リットル	(12) A重油（L地区）	304,000リットル	(13) A重油（M地区）	334,000リットル	(14) A重油（N地区）	272,000リットル	(15) A重油（O地区）	222,000リットル	
(1) A重油（A地区）	201,000リットル																														
(2) A重油（B地区）	184,000リットル																														
(3) A重油（C地区）	225,000リットル																														
(4) A重油（D地区）	352,000リットル																														
(5) A重油（E地区）	229,000リットル																														
(6) A重油（F地区）	254,000リットル																														
(7) A重油（G地区）	272,000リットル																														
(8) A重油（H地区）	243,000リットル																														
(9) A重油（I地区）	271,000リットル																														
(10) A重油（J地区）	259,000リットル																														
(11) A重油（K地区）	258,000リットル																														
(12) A重油（L地区）	304,000リットル																														
(13) A重油（M地区）	334,000リットル																														
(14) A重油（N地区）	272,000リットル																														
(15) A重油（O地区）	222,000リットル																														

(15) 68円50銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年 5月13日付け北海道教育庁石狩教育局告示第90号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	(3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成24年 4月30日まで (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成23年 8月19日（金）から 9月26日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9時から午後 5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051－8558 室蘭市海岸町 1丁目 4 番 1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町 1丁目 4 番 1号 むろらん広域センタービル 3階大会議室C（送付による場合は、郵便番号 051－8558 室蘭市海岸町 1丁目 4 番 1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 ア 1の(1)アからカまで 平成23年10月 5日（水）午前 9時30分 イ 1の(1)キからセまで 平成23年10月 5日（水）午前11時 （送付による場合は、同月 4日（火）午後 5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。																																																								
道教育庁胆振教育局告示																																																									
北海道教育庁胆振教育局告示第31号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成23年 8月19日 北海道教育庁胆振教育局長 寺 脇 文 康 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量） <table><tr><td>ア</td><td>A重油その1</td><td>（伊達・虻田地域）</td><td>275,000リットル</td></tr><tr><td>イ</td><td>灯油その1</td><td>（伊達・虻田地域）</td><td>33,000リットル</td></tr><tr><td>ウ</td><td>A重油その2</td><td>（室蘭A地域）</td><td>263,000リットル</td></tr><tr><td>エ</td><td>灯油その2</td><td>（室蘭A地域）</td><td>29,000リットル</td></tr><tr><td>オ</td><td>A重油その3</td><td>（室蘭B・登別地域）</td><td>154,000リットル</td></tr><tr><td>カ</td><td>灯油その3</td><td>（室蘭B・登別地域）</td><td>70,000リットル</td></tr><tr><td>キ</td><td>A重油その4</td><td>（苫小牧A・白老地域）</td><td>78,000リットル</td></tr><tr><td>ク</td><td>灯油その4</td><td>（苫小牧A・白老地域）</td><td>33,000リットル</td></tr><tr><td>ケ</td><td>A重油その5</td><td>（苫小牧B地域）</td><td>190,000リットル</td></tr><tr><td>コ</td><td>灯油その5</td><td>（苫小牧B地域）</td><td>46,000リットル</td></tr><tr><td>サ</td><td>A重油その6</td><td>（安平・厚真地域）</td><td>50,000リットル</td></tr><tr><td>シ</td><td>灯油その6</td><td>（安平・厚真地域）</td><td>9,000リットル</td></tr><tr><td>ス</td><td>A重油その7</td><td>（むかわ地域）</td><td>55,000リットル</td></tr><tr><td>セ</td><td>灯油その7</td><td>（むかわ地域）</td><td>15,000リットル</td></tr></table> アからセまでについては、それぞれの入札による。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。		ア	A重油その1	（伊達・虻田地域）	275,000リットル	イ	灯油その1	（伊達・虻田地域）	33,000リットル	ウ	A重油その2	（室蘭A地域）	263,000リットル	エ	灯油その2	（室蘭A地域）	29,000リットル	オ	A重油その3	（室蘭B・登別地域）	154,000リットル	カ	灯油その3	（室蘭B・登別地域）	70,000リットル	キ	A重油その4	（苫小牧A・白老地域）	78,000リットル	ク	灯油その4	（苫小牧A・白老地域）	33,000リットル	ケ	A重油その5	（苫小牧B地域）	190,000リットル	コ	灯油その5	（苫小牧B地域）	46,000リットル	サ	A重油その6	（安平・厚真地域）	50,000リットル	シ	灯油その6	（安平・厚真地域）	9,000リットル	ス	A重油その7	（むかわ地域）	55,000リットル	セ	灯油その7	（むかわ地域）	15,000リットル
ア	A重油その1	（伊達・虻田地域）	275,000リットル																																																						
イ	灯油その1	（伊達・虻田地域）	33,000リットル																																																						
ウ	A重油その2	（室蘭A地域）	263,000リットル																																																						
エ	灯油その2	（室蘭A地域）	29,000リットル																																																						
オ	A重油その3	（室蘭B・登別地域）	154,000リットル																																																						
カ	灯油その3	（室蘭B・登別地域）	70,000リットル																																																						
キ	A重油その4	（苫小牧A・白老地域）	78,000リットル																																																						
ク	灯油その4	（苫小牧A・白老地域）	33,000リットル																																																						
ケ	A重油その5	（苫小牧B地域）	190,000リットル																																																						
コ	灯油その5	（苫小牧B地域）	46,000リットル																																																						
サ	A重油その6	（安平・厚真地域）	50,000リットル																																																						
シ	灯油その6	（安平・厚真地域）	9,000リットル																																																						
ス	A重油その7	（むかわ地域）	55,000リットル																																																						
セ	灯油その7	（むかわ地域）	15,000リットル																																																						

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成23年2月22日付け北海道教育庁胆振教育局告示第2号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/nyusatsu.htm>) においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
電話番号 0143-24-9605
- 12 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured :
a Fuel oil A 275,000 liter
b Kerosene 33,000 liter
c Fuel oil A 263,000 liter
d Kerosene 29,000 liter
e Fuel oil A 154,000 liter
f Kerosene 70,000 liter
g Fuel oil A 78,000 liter
h Kerosene 33,000 liter
i Fuel oil A 190,000 liter

- j Kerosene 46,000 liter
k Fuel oil A 50,000 liter
l Kerosene 9,000 liter
m Fuel oil A 55,000 liter
n Kerosene 15,000 liter
- B Bid tendering date and time :
a , b , c , d , e , f 9 : 30 A.M., October 5, 2011
g , h , i , j , k , l , m , n 11 : 00 A.M., October 5, 2011
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 4, 2011)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 1-gou, 4-ban, 1-chome, Kaigan-cho, Muroran 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9605

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成23年8月19日

北海道教育庁釧路教育局長 加 門 清

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|--------------------------|-------------|
| ア A重油その1（釧路養護学校） | 87,878リットル |
| イ A重油その2（釧路工業高校） | 140,208リットル |
| ウ A重油その3（釧路湖陵高校及び釧路東高校） | 98,178リットル |
| エ A重油その4（釧路明輝高校及び釧路聾学校） | 80,451リットル |
| オ A重油その5（釧路江南高校及び釧路商業高校） | 125,866リットル |
| カ A重油その6（白糠養護学校） | 101,002リットル |
| キ A重油その7（白糠高校） | 47,518リットル |
| ク A重油その8（阿寒高校） | 25,940リットル |
| ケ A重油その9（厚岸翔洋高校） | 35,666リットル |
| コ A重油その10（標茶高校） | 54,246リットル |
| サ A重油その11（弟子屈高校） | 26,524リットル |

アからサまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種1号又は2号

(3) 契約期間

契約締結の日から平成24年4月30日（A重油その1及びその6については、同年3月31日）まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)アからオまで 平成23年9月30日（金）午前10時

イ 1の(1)カからサまで 平成23年9月30日（金）午後2時

（送付による場合は、同月29日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）

）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号

電話番号 0154-43-9274

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Fuel oil A 87,878 liter

b Fuel oil A 140,208 liter

c Fuel oil A 98,178 liter

d Fuel oil A 80,451 liter

e Fuel oil A 125,866 liter

f Fuel oil A 101,002 liter

g Fuel oil A 47,518 liter

h Fuel oil A 25,940 liter

i Fuel oil A 35,666 liter

j Fuel oil A 54,246 liter

k Fuel oil A 26,524 liter

B Bid tendering date and time :

a , b , c , d , e 10 : 00 A.M., September 30, 2011

f , g , h , i , j , k 2 : 00 P.M., September 30, 2011

(If mailed, bids must arrive no later than September 29, 2011)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of

Education, Hokkaido Office of Education, 1-1 Urami 2-chome Kushiro 085-0835 Japan

Phone : 0154-43-9274

道 立 図 書 館 告 示	
北海道立図書館告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年 8 月19日 北海道立図書館長 河 合 正 月 1 落札に係る物品等の名称及び数量 図書 6,700冊 2 落札を決定した日 平成23年 6 月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社図書館流通センター (2) 住 所 東京都文京区大塚 3 丁目 4 番 7 号 4 落札金額 17,010,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年 5 月27日付け北海道立図書館告示第14号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立図書館総務企画部管理課 (2) 所在地 江別市文京台東町41番地	
道 公 安 委 員 会 規 則	
北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年 8 月19日 北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子 北海道公安委員会規則第 8 号 北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則 北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。 本則を本則第 1 項とし、本則に次の 1 項を加える。	
2 北海道公安委員会は、前項に定めるもののほか、手数料を納付すべき者が著しく大規模な災害（北海道公安委員会の定めるものに限る。）により被害を受けた者であると認めるときは、当該手数料の全部又は一部を免除することができる。 附 則 この規則は、公布の日から施行し、改正後の本則第 2 項の規定は、平成23年 3 月11日から適用する。	
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第263号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成23年 8 月19日 北海道警察本部長 殿 川 一 郎 1 落札に係る物品等の名称及び数量 オンラインネットワーク用端末装置の賃貸借 一式 445台（1 月当たりの単価） 2 落札を決定した日 平成23年 8 月 3 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 H B A (2) 住 所 札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1 番地 8 4 落札金額 1,824,900円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成23年 6 月24日付け北海道警察本部告示第219号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	